

解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する市営住宅の一時使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 解雇・雇止め（以下「解雇等」という。）により住居の退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）に対し、新たな居住の場を確保するための期間、市営住宅の既存空き家の使用（以下「一時使用」という。）を認め、離職退去者の生活の安定に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 一時使用の対象者は、千葉市内に住所又は解雇等された（解雇等の予告含む。）勤務先があり、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされた者又はその同居親族とする。

(一時使用)

第3条 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可により行う。

- 2 一時使用の期間は、住居の一時使用が可能となる日から6月以内とする。ただし、一時使用を許可された者が使用期間の延長を申し出た場合、6月の延長をすることができる。
- 3 前項の規定による一時使用期間中の使用料は、千葉市営住宅条例（以下「条例」という。）第14条に定める額とする。ただし、一時使用の許可を受けようとする者が、条例第16条第1項から第4項に該当する場合は、使用料を千葉市営住宅の家賃及び敷金の減免及び徴収猶予取扱要綱第5条に基づき減免することができる。
- 4 一時使用の許可を受けた者に係る敷金は免除する。
- 5 市営住宅等の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに共益費その他これに準ずる費用は、一時使用の許可を受けた者が負担する。
- 6 本要綱に規定する事項を除き、条例、条例施行規則、千葉市公有財産規則を適用する。

(申請手続)

第4条 前条の許可を受けようとする者は、市営住宅一時使用申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- (2) 解雇等又は解雇等の予告を受けたことを証する書類
- (3) 現に居住している住居から退去を余儀なくされていることを証する書類
- (4) 収入の額を証する書類
- (5) 暴力団員でない旨の誓約書

2 前条第2項ただし書に規定する使用期間の更新を申請しようとする者は、使用許可期間が満了する日の1月前までに市営住宅一時使用延長申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（許可）

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合において適当と認めるときは、必要な条件を付して一時使用を許可することを決定し、市営住宅一時使用承認書（様式第3号）及び一時使用の延長にあたっては市営住宅一時使用延長承認書（様式第4号）を一時使用の許可を受けた者に通知する。

（許可の取消）

第6条 市長は、一時使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、市営住宅の明渡しを求めることができる。

- （1）許可の条件に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の行為により許可を受けようとし、又は受けたとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（一時使用に充てる市営住宅）

第7条 一時使用に充てる市営住宅は、管理に支障がないもので、現状のまま使用可能な空き家住宅とする。

（市営住宅駐車場の使用）

第8条 一時使用の許可を受けた者が駐車場の利用を希望する場合は、千葉市営住宅駐車場管理要綱に基づき、市長の許可を得て指定された市営住宅の駐車場を使用することができる。

2 前項の規定による使用料は、条例第59条第1項に定める額とし、同条第2項に基づき減免することができる。

（明渡し時の修繕等）

第9条 一時使用の期間満了等により市営住宅の明渡しが行われた場合、修繕及び原状回復に係る費用（以下「修繕費等」という。）は、徴収しないものとする。ただし、通常使用による消耗以外で、一時使用の許可を受けた者の責めに帰すべき破損等に係る修繕費等及び残置物の処分費については、この限りでない。

（公募資格の特例）

第10条 一時使用の許可を受けた者のうち、市営住宅の入居者資格要件に該当する者については、一時使用の住居を使用したまま一般公募に応募することができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

様式第1号

市営住宅一時使用申請書

私は、下記のとおり解雇等により居住するところがありませんので、市営住宅の一時使用について申請します。

記

1 前勤務先名・所在地

2 解雇等の年月日 年 月 日

3 同居予定者

フリガナ 同居者氏名（実際に同居する方）	続柄	生年月日	年齢	勤務先	所得の種類 （該当するものに○）
.....					給与・事業 年金・なし
.....					給与・事業 年金・なし
.....					給与・事業 年金・なし
.....					給与・事業 年金・なし

年 月 日

（あて先）千葉市長

氏 名

住 所

連絡先

様式第2号

市営住宅一時使用延長申請書

年 月 日付千葉県指令都住整第 号により承認のあった市営住宅の一時使用について延長を申請します。

記

- 1 団 地 名
- 2 住宅の所在地
- 3 棟・室番号
- 4 使用許可期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 使用延長期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 6 使用延長理由

年 月 日

(あて先) 千葉市長

氏 名

連絡先

市営住宅一時使用承認書

住所

氏名

解雇等により住宅を退去するため、下記のとおり市営住宅の一時使用を承認します。

年 月 日

千葉市長

使用許可内容

- 1 団地名
- 2 住宅の所在地
- 3 棟・室番号
- 4 使用許可期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 使用料 公営住宅による家賃に準じる
- 6 敷金 免除

なお、住宅の使用にあたっては、千葉市営住宅条例及び同条例施行規則の規定を順守すること。

市営住宅一時使用延長承認書

住 所

氏 名

解雇等により住宅を退去したため、下記のとおり市営住宅の一時使用の延長を承認します。

年 月 日

千葉市長

使 用 許 可 内 容

- 1 団 地 名
- 2 住宅の所在地
- 3 棟・室番号
- 4 使用許可期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 使用延長期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 6 そ の 他 市営住宅一時使用承認書と同じ

なお、住宅の使用にあたっては、千葉市営住宅条例及び同条例施行規則の規定を順守すること。